

平成十年法律第七号

特定非営利活動促進法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 特定非営利活動法人
第一節 通則（第三条～第九条）
第二節 設立（第十条～第十四条）
第三節 管理（第十四条の二～第三十条）
第四節 解散及び合併（第三十一条～第四十条）
第五節 監督（第四十一条～第四十三条の三）
第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
第一節 認定特定非営利活動法人（第四十四条～第五十七条）
第二節 特例認定特定非営利活動法人（第五十八条～第六十二条）
第三節 認定特定非営利活動法人等の合併（第六十三条）
第四節 認定特定非営利活動法人等の監督（第六十四条～第六十九条）
第四章 税法上の特例（第七十条～第七十一条）
第五章 雑則（第七十二条～第七十六条）
第六章 罰則（第七十七条～第八十一条）
附則

（目的）この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

（原則）特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（名称の使用制限）

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。（その他の事業）

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。

この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（住所）特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

（登記）前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する（所轄庁）

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）とする。

（設立の認証）

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

（一定款）

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定める

（定款）

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 定非営利活動に係る事業の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の得喪に関する事項

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

四 第二条第一項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

八	資產に関する事項
九	会計に関する事項
十	事業年度
十一	その他の事業を行う場合には、その種類
十二	その他当該その他の事業に関する事項
十三	解散に関する事項
十四	公 告 の 方 法
	設立 当初の役員は、定款で定めなければならぬ。
三	第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。
一	國又は地方公共団体
二	公益社団法人又は公益財團法人
三	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
四	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
五	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人
六	（認証の基準等）
第十二条	所轄庁は、第十一条第一項の認訟の申請が次の各号に適合すると認めるとときは、その設立を認証しなければならない。
一	設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
二	当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
三	当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
イ	暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七条第二条第二号）に規定する暴力団をいふ。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
ロ	暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
四	当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。
第十四条の四	社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員
（社員総会の招集）	
第十五条	特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならぬ。
（役員の定数）	
第十六条	（理事の代表権）
（社員総会の権限）	法に従つてしなければならない。
第十七条	（理事の執行）
第十八条	（理事の代理行為の委任）
第十九条	（監事の兼職禁止）
第二十条	（役員の欠格事由）
三	前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。
所轄庁は、第一項の規定により認訟の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。	
（意見聴取等）	
第十二条の二	第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認訟の申請があつた場合について準用する。
（成立の時期等）	
第十三条	特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
二	特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
三	設立の認証を受けた者が設立の認証があつた日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。
（財産目録の作成及び備置き）	
第十四条	特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。
（通常社員総会）	
第十四条の二	理 事 は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。
（臨時社員総会）	
第十四条の三	理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。
（社員総会の決議の省略）	
第十四条の九	理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、そ
（社員総会の決議）	当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。
二	前項の規定により社員総会の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。
一	理事の業務執行の状況を監査すること。
三	前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
四	前号の報告をするために必要がある場合に供されるものとして内閣府令で定めるものを、社員総会を招集すること。
五	理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなりた日から二年を経過しない者

三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八十八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等處罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたその執行を終わる日又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 暴力団の構成員等

五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの（役員の親族等の排除）

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

（役員の変更等の届出）

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の変更等の届出）

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があつたときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員の任期）

二十四条 役員の任期は、二年以内において定期で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならぬい。

前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る）、第五号、第六号（役員の定数に係るもの）を除く、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならぬ事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

（定款の変更）

第二十六条 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（会計の原則）

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従つて、行わなければならぬ。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従つて正しく記帳すること。

三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に關する眞実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度繼續して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、そ

の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。)を、その事務所に備え置かなければならない。

特定非営利活動法人は、その社員の他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号において同じ。)

二 役員名簿

三 定款等(貸借対照表の公告)

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告(電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。)

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

前項の規定にかかるわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方針として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならぬ。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の副本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があつたときは、その認証の通知のあつた日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならぬ。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があつたときは、その認証の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判断している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によつて設立した特定非営利活動法人は、合併によつて消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務(当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によつて設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において

同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に係る報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人から請求があつたときは、公開により別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となつてゐる事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示せなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となつてゐる事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示せなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

4 所轄庁は、前項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十九条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十一条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十二条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十三条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十四条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十五条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十六条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十七条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十八条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聽聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に係る報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人から請求があつたときは、公開により別にこれを催告しなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があつた場合において、聽聞の期日における審理を公開により行わなければならないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わなければならない理由を記載し交付しなければならない。

(意見聴取)

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となつてゐる事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示せなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

4 所轄庁は、前項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十九条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十一条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十二条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十三条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十四条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十五条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十六条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十七条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の

処分又は定款に違反する疑いがあると認められ

る相当な理由があるときは、当該特定非営利活

動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に

係る聽聞の期日における審理は、当該特定非営利

活動法人から請求があつたときは、公開により

別にこれを催告しなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があつた場

合において、その業務若しくは財産の状況若しくは帳

簿、書類その他の物件を検査させることができ

る。

第三十九条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十一条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十二条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十三条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十四条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十五条 第二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（一）未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間（以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）次項第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項認定を受けようとする特定非営利活動法人の前に終了した事業年度の末日以前五年（同項認定を受けたことのない特定非営利活動法人の同項の認定を受けようとする場合にあつては、二年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をう。

認定の基準

十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請された特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（（一）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（二）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（二）及び（三）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

(1) 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（1）において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次

項において「國の補助金等」という。)、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

(2) 受け入れた寄附金の額の総額 (第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。)から一者当たり基準限度超過額(同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。)その他内の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額

実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者(当該事業年度における同一の者から寄附金(寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)その他の内閣府令で定める事項が明らかに寄附金に限る。以下この口において同じ。)の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。)の数(当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなし(数)の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の二第一項第四号(同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金又は同法第三百四十四条の七第一項第四号(同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの(その条例を制定した道府県

(都を含む。) 又は市町村(特別区を含む。)
の区域内に事務所を有するものに限る。)
であること。

二 実績判定期間における事業活動のうちに次
に掲げる活動の占める割合として内閣府令で
定める割合が百分の五十未満であること。
イ 会員又はこれに類するものとして内閣府
令で定める者(当該申請に係る特定非営利
活動法人の運営又は業務の執行に關係しな
い者で内閣府令で定めるものを除く。以下
この号において「会員等」という。)に対する
資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の
提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会
員等相互の交流、連絡又は意見交換その他
その対象が会員等である活動(資産の譲渡
等のうち対価を得ないで行われるものその
他内閣府令で定めるものを除く。)

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他
特定の範囲の者(前号ハに掲げる基準に適
合する場合にあっては、(4)に掲げる者
を除く。)である活動(会員等を対象とす
る活動で内閣府令で定めるもの及び会員等
に対する資産の譲渡等を除く。)

三 特定の団体の構成員
特定の職域に属する者

(4) (3) (2) (1) 会員等

四 特定の地域として内閣府令で定める地
域に居住し又は事務所その他これに準ず
るものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及
啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その
他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作
為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる
基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役
員の総数のうちに占める割合が、それぞれ
三分の一以下であること。

(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び
三親等以内の親族並びに当該役員と内閣
府令で定める特殊の関係のある者

(2) 特定の法人(当該法人との間に発行済
株式又は出資(その有する自己の株式又
は出資を除く。)の総数又は総額の百分

の五十以上の株式又は出資の数又は直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者各社員の表决権が平等であること。

ハ 口

二 その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

二 その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

ロ 口

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にあらる者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ハ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

八 実績判定期間における事業費の総額のうち特に特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

二 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類(イに掲げる書類については、

二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号に掲げる事項に変更があったときは、既に所轄庁に提出される書類については、既に所轄庁に提出される当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらに規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）」とする。

二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

四 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

五 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において事業報告書等又は役員名簿を開覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。（代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等）

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならぬ。（所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認定をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届

出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があつたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

第五十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。

二 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。（役員報酬規程等の提出）

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第一号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類についても、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他の内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

二 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

三 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があつたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。（認定の失効）

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次に掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。

二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実行した場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 認定特定非営利活動法人が解散したとき（所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。

四 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があつた場合は、その他の他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。（役員報酬規程等の提出）

第五十八条 認定特定非営利活動法人であつて新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

二 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあつては、二年」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。（特例認定の基準）

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。

二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）にあっては、更新拒否処分がされたとき。）、

<p>附 則 (平成一三年一月五日法律第一)</p> <p>三八号 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一四年七月三日法律第七九)</p> <p>号 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一四年一二月六日法律第一)</p> <p>三八号 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一)</p> <p>二号 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の施行の日から施行する。</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則にかかる経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一四年一二月一八日法律第一)</p> <p>一七三号</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。</p>	<p>第三条 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第三十四条第四項の認証の申請及び旧法第二十五条第四項の認証の申請をした者のこれらに係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。</p> <p>第四条 この法律の施行の際定款に事業年度の定めのない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。次項において同じ。)については、新法第十二条第一項(第十号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。</p> <p>第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則にかかる経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成一四年一二月一八日法律第一)</p> <p>一七三号</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。</p>
--	--

<p>附 則 (平成一四年一二月一八日法律第一)</p> <p>二号 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年一二月一日法律第一)</p> <p>四七号 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年一二月三日法律第一)</p> <p>五〇号 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年一二月三日法律第一)</p> <p>五四号 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則にかかる経過措置</p>	<p>第三条 施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則にかかる経過措置</p>
--	---

<p>附 則 (平成一六年一二月三日法律第一)</p> <p>号 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年一二月三日法律第一)</p> <p>号 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二〇年四月三日法律第二</p>	<p>第三条 施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則にかかる経過措置</p>
---	---

<p>附 則 (平成一六年一二月三日法律第一)</p> <p>号 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年一二月三日法律第一)</p> <p>号 抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二〇年四月三日法律第二</p>	<p>第三条 施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則にかかる経過措置</p>
---	---

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百三十一条、第二百四十三条、第二百四十九条、第二百五十二条、第二百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第二百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三十条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）

、第二章第二节及び第四節 第四十二条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第二百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十九条、第一百二十一、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第二百三十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第二百七十三条並びに附則第十六条、第一百七十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（次格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為等に係る経過措置）

他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

二 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

三 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

四 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

五 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

六 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

七 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

八 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

九 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

十 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

十一 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

十二 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

十三 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

十四 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

十五 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

十六 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

十七 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

十八 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

十九 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

二十 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

二十一 前号に掲げる活動に準ずる活動として

都道府県又は指定都市の条例で定める活動

を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についてこの法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

二 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

三 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

四 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

五 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

六 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

七 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

八 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

九 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

十 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

十一 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

十二 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

十三 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

十四 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

十五 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

十六 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

十七 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

十八 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

十九 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

二十 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

二十一 前号に掲げる活動に準ずる活動として

都道府県又は指定都市の条例で定める活動

（情報通信技術の利用のための措置）

二 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

三 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

四 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

五 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

六 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

七 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

八 この附則に規定するもののほか、業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信技術を利用する方法により行うことができるようするため、必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

別表 (第二条関係)
一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
二 社会教育の推進を図る活動
三 まちづくりの推進を図る活動
四 観光の振興を図る活動
五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
七 環境の保全を図る活動
八 災害救援活動
九 地域安全活動
十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
十一 國際協力の活動
十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
十三 子どもの健全育成を図る活動
十四 情報化社会の発展を図る活動
十五 科学技術の振興を図る活動
十六 経済活動の活性化を図る活動
十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を図る活動
十八 消費者の保護を図る活動
十九 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営又は援助する活動
二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として
都道府県又は指定都市の条例で定める活動